

カナダの非課税貯蓄口座

— 制度と実態の概観 —

山田直夫

一、はじめに

わが国では、周知のとおり二〇一四年一月から N I S A が導入されている。これはイギリスの I S A (Individual Savings Account) をモデルにして作られた制度で、N I S A 口座(非課税口座)内で毎年一定金額の非課税投資枠が設定され、その範囲内で購入した金融商品から得られる配当やキャピタルゲインなどが非課税となる制度である。またわが国では、二〇一六年一月から未

成年者を対象としたジュニア N I S A が、二〇一八年一月からはつみたて N I S A がスタートしている。⁽¹⁾ また、N I S A に関する学術研究も行われており、例えば大野・林田・安岡(二〇一九)と⁽²⁾ いった研究がある。

N I S A のあり方を考えるには、大野・林田・安岡(二〇一九)のように N I S A について計量経済学的手法を用いて実証研究を行うことが大切であることは言うまでもないが、諸外国で導入されている非課税貯蓄口座の制度、実態、学術研究について理解を深めることも重要であると考えら

れる。また、学術研究の理解には制度と実態の把握が前提となる。そこで本稿では、カナダで導入されている非課税貯蓄口座 (Tax-Free Savings Account、以下TFSA) を取り上げ、その制度と実態について概観する⁽³⁾。紙幅の都合もあり、学術研究の詳細については稿を改めたい。

カナダのTFSAはわが国のNISAより少し早く、二〇〇九年に導入されている。TFSAは一般的な貯蓄を目的としており、一八歳以上⁽⁴⁾で社会保険番号 (Social Insurance Number: SIN) を持っている個人を対象としている。TFSAに対する拠出については所得税の税額を算出する際に控除されないが、その運用と引き出しに関しては非課税となる。したがって、各時点において課税されるか (Taxed)、課税されないか (Exempt)、という観点からみた場合、NISAと同じくTE型ということになる。なお、控除されないのは

TFSAに対する拠出だけでなく、TFSAに関する手数料や拠出のための借入および借入利息も控除されない。

本稿の構成は以下のとおりである。次の二節ではTFSAの概要をカナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency) の資料 (Tax-Free Savings Account (TFSA), Guide for Individuals) やカナダ政府のホームページを参考に紹介する。続く三節ではカナダ歳入庁の統計データ (Tax-Free Savings Account statistics) を用いてTFSAの実態について概観する。最後の四節では、本稿の内容をまとめ、今後の研究課題について触れたい。

二、TFSAの概要

(1) 口座の開設

先にも述べたとおり、TFSAは一八歳以上で

なければ開設できない。例えば、二〇一九年一月一日に一八歳になる個人は、同年一月一日の時点でTFSAを開設することができるようになる。TFSAは、銀行、保険会社、信用組合、信託会社で開設することができ、TFSAのタイプ

としては預金、年金契約、信託契約、自己指図の四種類がある。また個人は複数のTFSAを開設することもできる。詳しくは次の「② 拠出」で触れるが、その年に拠出できる最大額（これをコントリビューションルームという）が定められており、複数のTFSAを持つ場合、拠出の合計額がコントリビューションルームを超えることはできない（超えるとペナルティが課される）。

なお、TFSAで運用益が生じた場合や、TFSAから引き出しを行った場合でも、老齢年金(OAS)、所得保障補足年金(GIS)、雇用保険(EI)の給付が減額されることはない。同様

にTFSAの運用益や引き出しがカナダの児童手当(CCB)、労働所得手当(WITB)、連邦付加価値税(GST)と統一売上税(HST)の還付などに影響することはない。

(2) 拠出

TFSAの拠出に関する特徴は、拠出できる額が蓄積されていくという点にある。TFSAに拠出できる最大額のことをコントリビューションルームというが、今年のコントリビューションルームは、

- ① 今年の拠出限度額
- ② 前年の未使用のコントリビューションルーム
- ③ 前年にTFSAから引き出された額

の三つを加えたものである。図表1は各年のTFSAに対する拠出限度額を示したものである。⁵⁾ここからわかるとおり、二〇一五年の一年間だけ拠

図表 1 拠出限度額の推移

年	拠出限度額 (単位：カナダドル)
2009	5000
2010	5000
2011	5000
2012	5000
2013	5500
2014	5500
2015	10000
2016	5500
2017	5500
2018	5500
2019	6000

(注) 拠出限度額はインフレ調整される。

〔出所〕 カナダ政府資料より作成

出限度額が突出している。また、拠出限度額は収入等に依存しない。

先にも挙げた二〇一九年一月一日に一八歳になる個人が二〇一九年一月一日以降にTFSAを開設した場合、二〇一九年のコントリビューションルームは

①は六〇〇〇カナダドル

②はゼロ

③はゼロ

であることから、六〇〇〇カナダドルになる。

また、二〇一六年に一八歳になった個人が二〇一七年にTFSAを開設したとしよう。この場合、二〇一七年のコントリビューションルームは

①は五五〇〇カナダドル

②は二〇一六年の拠出限度額である五五〇〇カナダドル

③はゼロ

となるから、一一〇〇〇カナダドルとなる。⁽⁶⁾

さらに、この個人が二〇一七年に一一〇〇〇カナダドルをTFSAに拠出した場合、二〇一八年のコントリビューション額は

①は五五〇〇カナダドル

②はゼロ

③はゼロ

であるから、五五〇〇カナダドルとなる。運用により収益が発生してもコントリビューション額は影響を受けない。また、損失が発生しても引き出しとは認識されない。

理解を深めるためにもう一つだけ例を挙げたい。ある個人が二〇一六年末の時点でコントリビューション額を全て使っていたとする。この場合、二〇一七年のコントリビューション額は

①は五五〇〇カナダドル

②はゼロ

③はゼロ

であるから、五五〇〇カナダドルとなる。この個人が二〇一七年に五〇〇カナダドルの拠出を行い、四〇〇〇カナダドルの引き出しを行ったとする。この場合、二〇一八年のコントリビューション額は

①は五五〇〇カナダドル

②は五五〇〇カナダドルー五〇〇カナダドル＝

五〇〇〇カナダドル

③は四〇〇〇カナダドル

であるから、①から③を合計した一四五〇〇カナダドルとなる。

なお、コントリビューション額を超えて拠出した場合、超過額が残っている月ごとに、その月の最大超過額の１％に相当する税金が課されるというペナルティがある。複数のTFSAを持つ

場合は拠出の合計額がコントリビューションルームを超えるペナルティが課される。

(3) 引き出し

引き出しはいつでもできる。しかし先の例でみたとおり、引き出しはその年ではなく翌年のコントリビューションルームに影響する。したがって、一度引き出したものを同年中に再拠出するためにはその年のコントリビューションルームに未使用の部分がなくてはならない。

(4) 資金の移転

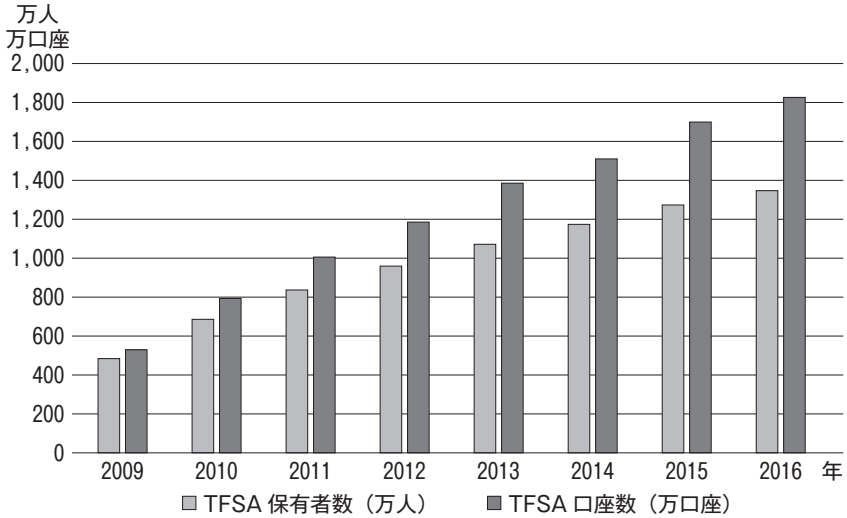
T F S A間での資金の移転の場合、原則として税制上の影響はない。つまり、ある一つのT F S Aから他のT F S Aに資金を移転させた場合や、ある金融機関のT F S Aから別の金融機関のT F S Aへ資金を移す場合、金融機関がその手続きを

したのであれば、税制上の問題は生じない。ただし、個人が自分で資金を移動した場合は、資金を引き出して再び拠出したと認識されることもある。

(5) 投資対象

T F S Aにおける投資対象は、登録退職貯蓄プラン (Registered Retirement Savings Plan、以下RRSP) と原則として同じで、現金、ミュチュアルファンド、指定証券取引所に上場している株式、G I C (Guaranteed Investment Certificate)、債券、中小企業の特定期株式である。また、海外の金融商品に投資することもできる。ただし、海外から配当を受け取る場合は源泉徴収の対象となる可能性がある。他には、非登録口座に保有する株式など「現物」による拠出も可能である。この場合は公正市場価値 (Fair Market Value: FMV) で資産を処分したとみなして拠出額を算

図表2 TFSAの保有者数・口座数の推移



〔出所〕 カナダ歳入庁資料より作成

出す。この処分によってキャピタルゲインが発生したと考えられる場合は、所得税申告書でキャピタルゲインを報告する必要があるが、キャピタルロスが発生したと考えられる場合は所得税制上考慮されない。

また、一定の手続きによってRRSPにおける投資を移動させることも可能である。この場合、公正市場価値でRRSPにおける投資が引き出されたとみなして、その年の収入に含めなければならない。なお、税制調査会（二〇一九、二五ページ）ではTFSAについて、「基本的に一般的な貯蓄を目的としたものだが、老後資産と関連して、登録企業年金等や登録退職貯蓄プランは七歳で必ず登録退職所得基金に移換し、一定額の引出しを開始しないといけないため、七一歳以降になつてそのお金を非課税貯蓄口座に入れるという使い方もされている。」という指摘をしている。

図表3 TFSAの保有者数（口座数別）

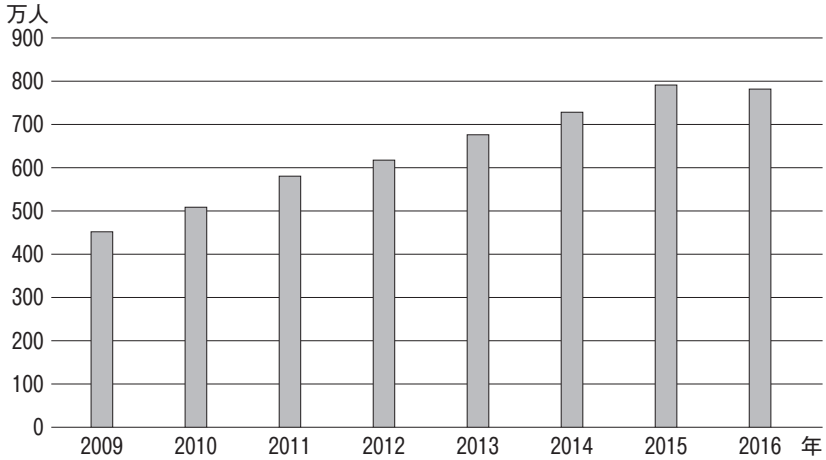
年 TFSAの口座数	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
1	4435980	5944290	6996660	7828670	8364230	9160020	9569388	9974130
2	366010	795830	1129570	1414370	1812410	2019350	2387144	2612170
3	31580	102260	184510	263850	388410	413810	557778	630530
4	4770	14940	41060	62080	97230	99180	144731	168630
5	920	2980	9840	18440	30250	28900	43354	51640
6	380	910	2710	5550	11810	10520	15114	19020
7	110	340	850	1940	5050	4650	6485	7990
8	50	140	370	840	2280	2060	3179	3920
9	20	70	170	370	1150	930	1612	2090
10以上	50	150	360	730	1790	1350	2239	3090
合計	4839870	6861910	8366100	9596840	10714610	11740770	12731024	13473210

〔出所〕 カナダ歳入庁資料より作成

三、TFSAの実態—概観—

ここでは、カナダ歳入庁の統計データ (Tax-Free Savings Account statistics) を使って、TFSAの実態を概観したい。図表2はTFSAの保有者数と開設口座数の推移を示している。これによると、保有者数、開設口座数ともに年々増加していることがわかる。保有者数が導入当初の二〇〇九年では約四八四万人であったが、それが二〇一六年では約一三四七万人と約二・八倍になっている。また開設口座数をみると、二〇〇九年は約五二九万口座、それに対して二〇一六年は約一八二六万口座で約三・五倍になっている。こうしたことから、保有者一人あたりの口座数も二〇〇九年の一・〇九から二〇一六年には一・三六になっている。

図表4 TFSAの拠出者数



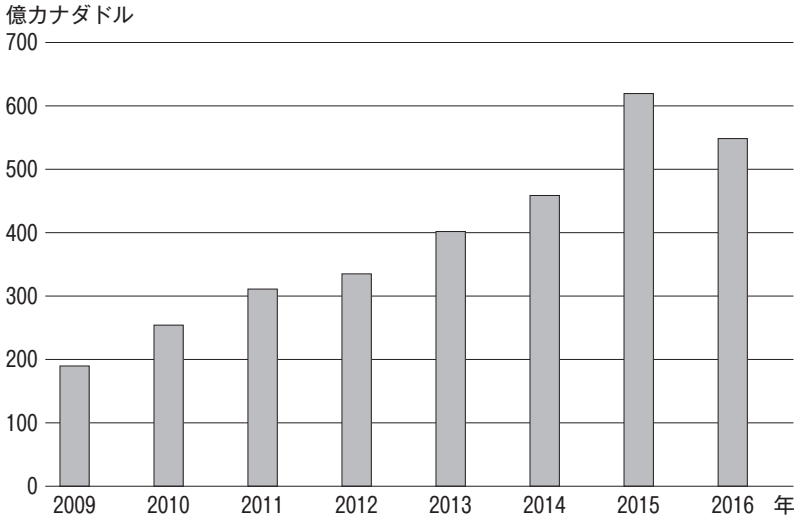
〔出所〕 カナダ歳入庁資料より作成

図表3はTFSA保有者数を保有口座数別にみたものである。したがって、最下段の合計は図表2のTFSA保有者数と一致する。これによると、一口座しか持たない個人が多く、割合を計算すると、二〇〇九年では約九二%、二〇一六年でも約七四%である。ただ一方で一口座以上保有する個人も二〇一六年で三〇九〇人いることがわかる。

次に図表4を用いてTFSAの拠出者数に関するデータをみていこう。これによると保有者のうちTFSAに拠出をした人数は二〇〇九年の約四五二万人から増加して二〇一五年には約七九一万人になっている。ただし二〇一六年は約七八二万人と若干減少している。これは、二〇一五年の拠出限度額が他の年に比べて高く設定されていることが要因になっていると考えられる。

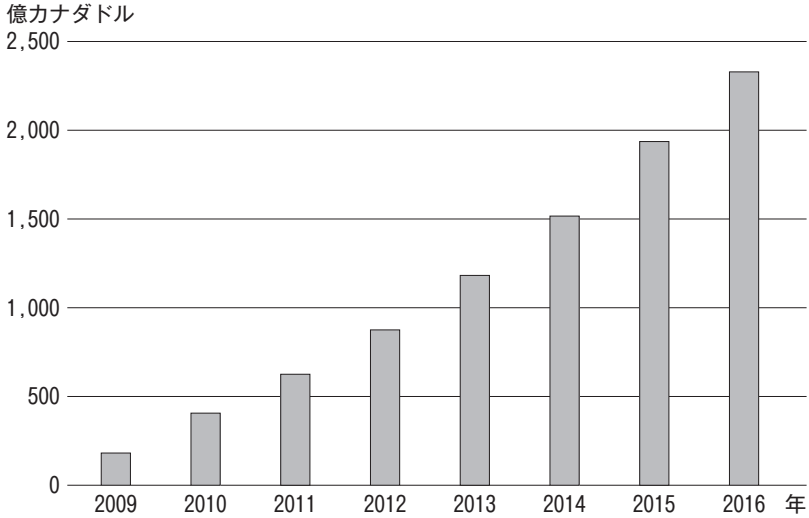
図表5は拠出総額を表しており、二〇〇九年の

図表5 拋出総額



約一九〇億カナダドルから増加し、二〇一五年には約六一九億カナダドルになっている。二〇一五年が最も高いのは、拋出限度額が高く設定されていることによるコントリビューションルームの増加が主要因ではないかと思われる。また図表6は Total Fair Market Value、つまりTFSA内の残高を表している。二〇〇九年の約一八二億カナダドルから年々増加して、二〇一六年には約二三二億カナダドルになっている。図表7は拋出者一人当たりの拋出額と保有者一人あたりの残高をみたものである。総額のデータと傾向は同じで拋出額は二〇一五年がピーク（約七八二六カナダドル）で、残高の方は年々増加している（二〇一六年で約一七二八六カナダドル）。

図表6 資産残高



〔出所〕 カナダ歳入庁資料より作成

四、むすびにかえて―今後の課題―

本稿では、学術的には関心が高まっているものの、わが国ではその制度や実態についてまだまだあまり知られていないと思われるカナダのTFSAについて、その仕組みを紹介して、実態を把握した。実態については、二〇一六年末時点で一三四七万人が口座を保有し、その残高は二三二九億カナダドル（一人当たり一七二八六カナダドル）であることなどを確認した。ただ紙幅の都合もあり、本稿では実態を詳細に把握することはできなかった。TFSAを正しく理解するには年齢別、所得階層別に拠出額や残高をみるのが不可欠であるが、それができなかった。またTFSA内でのどのような種類の資産が保有されているのかを把

図表7 一人当たり拠出額と資産残高

年	拠出者一人当たり拠出額 (単位：カナダドル)	保有者一人当たり残高 (単位：カナダドル)
2009	4194.8	3751.3
2010	4991.0	5931.5
2011	5359.2	7480.7
2012	5426.0	9117.9
2013	5938.2	11037.1
2014	6292.4	12913.6
2015	7826.4	15206.0
2016	7014.0	17285.9

〔出所〕 カナダ歳入庁資料より作成

握することも重要である。

また、TFSAに関する学術研究がいくつか行われているが、それらの詳細についても触れなかった。ここではごく簡単に紹介すると、まず asset location⁽⁷⁾の問題を扱った研究として Lavecchia (二〇一九) がある。Lavecchia (二〇一九) は TFSA 残高が一〇%増加すると課税対象の金融資産保有が二・五%減少するといった結果を得ている。他には、Berger et al. (二〇一九) は拠出に注目して、TFSAへの拠出が一%増加することに RRESPへの拠出が約〇・四%減少するという結果を得ている。また、Al Zaman (二〇一七) は、TFSAの開設および拠出と個人の社会経済的特性との関係に注目して、分配の観点から分析を行っている。さらに、Milligan (二〇一二) が TFSAによる税収の減少についてシミュレーションにより分析している。こうしたTFSAに

関する学術研究の動向を追うことはTFSAを正しく評価することにつながる。さらに、その分析の方法や考え方をNISAの分析に応用できる可能性もある。

以上のように残された課題は多いが、今後はこうした課題に取り組み、TFSAに対する研究を深め、その成果を基にわが国のNISAのあり方について考察していきたい。

(注)

- (1) こうした制度について体系的に解説したものとして、日本証券業協会(二〇一九)がある。
- (2) この論文は、日本証券業協会が実施した『個人投資家の証券投資に関する意識調査』二〇一四年版の個票データを用いて、NISAに関する意見形成・投資行動がどのような要因によって決定されているかを探っている。また、この論文ではイギリスのISAに関する実証的な研究があまり蓄積されていないことが指摘されている。
- (3) カナダではTFSAの他に老後の資産形成を目的に私的

年金が整備されている。カナダの資産形成に関する制度について言及したものとしてEY総合研究所(二〇一六)、野村資本市場研究所(二〇一九)、税制調査会(二〇一九)がある。

(4) NISAも現在は二〇歳以上の個人を対象としているが、二〇一九年度の税制改正では、民法における成年年齢が引き下げられることに伴い、NISAの口座開設が可能な年齢を一八歳以上に引き下げることとなった。

(5) 一カナダドル≒八一円(裁定外国為替相場…令和元年一月中において適用)

(6) 契約を結ぶことができる年齢が一九歳に定められている特定の州および準州では、最初の年のコントリビューションルームは蓄積して翌年に持ち越す。

(7) 個人がどのように資産を課税対象口座と非課税口座の間で、あるいは異なる種類の非課税口座間で分配しているかという問題のことをいい、アメリカを中心に研究が蓄積されている。

参考文献

EY総合研究所(二〇一六)「諸外国における家計の安定的な資産形成の促進に向けた政策的取組みに関する調査研究報告書」

大野裕之・林田実・安岡匡也(二〇一九)「少額投資非課税制

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)

度 (NISA) の計量経済学分析—二〇一四年「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を用いた限界効果の分析—『証券経済研究』第一〇七号、三三一—四六頁

税制調査会 (二〇一九) 「政府税制調査会海外調査報告 (アメリカ・カナダ)」

日本証券業協会 (二〇一九) 『NISA (少額投資非課税制度) 概論』、東洋経済新報社

野村資本市場研究所 (二〇一九) 「家計の資産形成を支援する制度の在り方に関する調査研究報告書」

Al Zaman, A. (2017) Distributional Impacts of Canada's Tax-Free Savings Accounts. *Canadian Public Policy* 43 (4), 331-349.

Berger, L., J. Farrar, and L. Y. Zhang (2019) An Empirical Analysis of the Displacement Effect of TFSAs on RRSFs. *Canadian Tax Journal* 67 (2), 309-333.

Lavecchia, A., M. (2019) 'Back-Loaded' Tax Subsidies for Saving: Asset Location and Crowd-Out: Evidence from Tax-Free Savings Accounts. 国際財政学会第七五回年次大会報告論文

Milligan, K. (2012) Policy Forum: The Tax-Free Savings Account—Introduction and Simulations of Potential Revenue Costs. *Canadian Tax Journal* 60 (2), 355-360.